

研究助手の受入に関する規則

（2006年9月20日規約第06—29号の12）

《所管：教務課長》

改正 2009年1月9日規約第08—53号の7 2010年10月8日規約第10—46号の5
2011年3月24日規約第10—110号 2014年10月3日規約第14—52号の2
2016年2月12日規約第15—2号の10

（目的）

第1条 本大学は、研究教育水準の向上および学术交流の促進を図るため、早稲田大学助手規程（1952年4月24日教達第1号）に定める助手のほか、この規則の定めるところにより、研究助手（Research Associate）を置く。

（研究助手）

第2条 研究助手は、他に本務をもたない者であって、本大学における外部資金に基づく教育研究プロジェクトその他の期間の定めのあるプロジェクト（以下「教育研究プロジェクト」という。）において一定の期間専ら研究活動を行う者のうち、その学識、業績、身分等が本大学の助手に相当する者とする。

（受入期間等）

第3条 研究助手は、受入期間を定めて受け入れるものとする。

2 研究助手の受入期間は、労働契約において明示するものとする。

3 研究助手の受入期間は、1年以内とする。ただし、高等研究所における研究助手の受入期間は、3年以内とする。

4 前項の受入期間またはこの項の規定により更新された受入期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、受入期間の合計は、10年を超えることはできない。

5 第3項の規定にかかわらず、研究助手を受け入れようとする箇所は、当該研究助手が担当する外部資金に基づく教育研究プロジェクトその他の期間の定めのあるプロジェクトが終了する日（以下「終了日」という。）が明らかな場合は、教務部長の承認を得て、第3項に定める期間を超える受入期間を定めることができる。ただし、受入期間の末日は、終了日以前でなければならない。

6 前項前段の規定により第3項に定める期間を超える任期を定めた場合は、任期を更新することはできない。

（研究助手の職務）

第3条の2 研究助手の職務は、その重要度および責任の度合いに基づき、10の級に分類し、さらに各級を7の号に分類するものとする。

2 前項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、受入箇所において定める。

3 研究助手の職務の級および号は、学術院を本属とする者にあつては教授会（当該教授会が学部運営委員会、研究科運営委員会、研究所運営委員会または管理委員会の審議事項と定めた場合は、学部運営委員会、研究科運営委員会、研究所運営委員会または管理委員会）、いずれの学術院にも属さない附属機関を本属とするものにあつては管理委員会、運営委員会または協議委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、大学が決定するものとする。

（受入箇所）

第4条 研究助手の受入箇所は、学術院、いずれの学術院にも属さない研究所、研究教育センター、演劇博物館、博物館、芸術学校、ボランティアセンター、競技スポーツセンターまたはプロジェクト研究所とする。

第5条 削除

（受入手続）

第6条 研究助手の受入は、教授会等の決議に基づき、大学が決定する。既に受入を決定した研究助手の身分を変更するときも同様とする。

（給与）

第7条 研究助手の給与に関する事項は、研究助手給与規程（2010年規約第10—46号の3）をもって

別に定める。

(勤務条件)

第8条 研究助手の勤務条件については、受入箇所と大学が事前に協議のうえ、その都度これを定める。

(解任)

第9条 研究助手の退職および解任については、教員任免規則を準用する。

(意思決定機関への参加)

第10条 研究助手は、所属箇所の意思決定機関の構成員外とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、2006年9月21日から施行する。

附 則 (2009年1月9日規約第08—53号の7)

(施行期日)

1 この規則は、2009年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の研究助手の受入に関する規則（以下「新規則」という。）第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる箇所は、当該各号に定める間は、研究助手を受け入れることができる。

一 アジア太平洋研究科、国際情報通信研究科、日本語教育研究科、情報生産システム研究科、環境・エネルギー研究科、アジア太平洋研究センター、国際情報通信研究センター、環境総合研究センター、情報生産システム研究センター、法務教育研究センターおよび日本語教育研究センター
この規則の施行の日から1年を経過する日までの間

二 法務研究科 当分の間

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の客員研究助手の受入に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する客員研究助手である者は、同一の勤務条件をもって、この規則の施行の日にこの規則による改正後の研究助手の受入に関する規則第2条に規定する研究助手として嘱任されたものとみなす。この場合において嘱任されたものとみなされる者の任期は、同日における旧規則に規定する客員研究助手としての受入期間の残りの期間と同一の期間とする。

附 則 (2010年10月8日規約第10—46号の5)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 [整理] (2011年3月24日規約第10—110号)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2014年10月3日規約第14—52号の2)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 [整理] (2016年2月12日規約第15—2号の10)

この規則は、2016年2月12日から施行し、2015年4月1日から適用する。